

No. 6

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
豊川市	産業環境部 環境課	0533-89-2141	直通	0533-89-2197
住所	〒442-8601 豊川市諏訪1-1		担当者氏名	高橋 貴
URL	http://www.city.toyokawa.lg.jp/	E-mail	kankyo@city.toyokawa.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	548,000	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	548,000	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	548,000	—
			51人槽以上	補助しない	補助しない

(2) [2020年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
5	5	1					11

前年度実績基数 (4基)

(3) [補助対象地域]

・次の区域を除く全地域

- ① (1) 下水道法第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 農業集落排水処理事業計画区域
- (3) その他市長が指定する区域
- ② 下水道認可区域であっても当分の間 (概ね7年以上。) 下水道の整備が見込まれない区域

(4) [特定地域の有無] 有 (地域名：佐奈川流域)

(5) [補助対象条件]

- ① 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽で、浄化槽設置整備事業における同国庫補助指針 (平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知) に適合するもの
- ② 50人槽以下の浄化槽
- ③ 専用住宅 (主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)
- ④ 同一敷地内でみなし浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、浄化槽転換するため浄化槽設置届出 (建築確認申請を伴わないものに限る。) を行う者

(6) [欠格要件]

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ② 住宅を借りている者で住宅の所有者の承諾が得られない者
- ③ 販売の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者
- ④ 市税等の滞納がある者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 浄化槽法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ② 工事請負書契約書の写し
- ③ 排水経路図
- ④ 設置場所の案内図
- ⑤ 浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑥ 住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
- ⑦ 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては登録浄化槽管理票 (C票) 及び保証登録証
- ⑧ 市税等の滞納がない事の証明書 (申請日前1か月以内に発行されたもの)
- ⑨ その他市長が必要と認めるもの

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
 - ② 浄化槽法定検査依頼書副本及び領収書の写し
 - ③ 浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
 - ④ 施工の写真

⑤浄化槽法定検査（7条、11条）契約書の写し

⑥その他市長が必要と認める書類

（9）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に工事費の1/2（7万5千円まで）の補助を行っている（下水道接続時）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください